

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキなど文書で通知することもできます。

クーリング・オフ手続きについて(メール等の場合)



契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(例外もあります)に通知します。



送信したメールは大切に保存してください。
ウェブサイトの専用フォーム等は、画面
のスクリーンショットを大切に保存してくだ
さい。



支払った代金は、全額返金を要求できます。
商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合は、両面をコピーし「特定
記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管
してください。

専門の相談員が問題解決の方法と一緒に
探します。あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

通知書の例

宛先:xxxx@xxxx.co.jp
件名:クーリング・オフ通知

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。
契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社〇〇〇〇
□□営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。
令和〇年〇月〇日
茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

消費者ホットライン

局番なし ☎ **188** 最寄りの
消費生活相談窓口を
ご案内します

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです) ※通話料はいずれも有料です
〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時
日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

☎ **029-225-6445**

いばらき消費生活ナビ

検 索



消費生活センターって どんなところ？

消費生活センターでは、消費者が商品
を購入したり、サービスを利用した際の
販売方法・契約・品質・価格など、消費者
と事業者間のトラブルに関して、専門の
消費生活相談員が解決のための助言、
あっせん(消費者が当事者として事業者
と交渉する際の手助け)、情報提供など
を行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど
周りの人からの相談や問い合わせも
受け付けています。

関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン



みんなで防ごう! 悪質商法に レッドカード!!

高齢者の見守りは地域でワンチーム。悪質商法を見逃さない。

消費者
ホットライン 局番なし ☎ **188**

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

消費生活相談 ☎ **029-225-6445**

茨城県消費生活センター 日曜日も
相談できます

警察相談専用電話 ☎ **#9110**

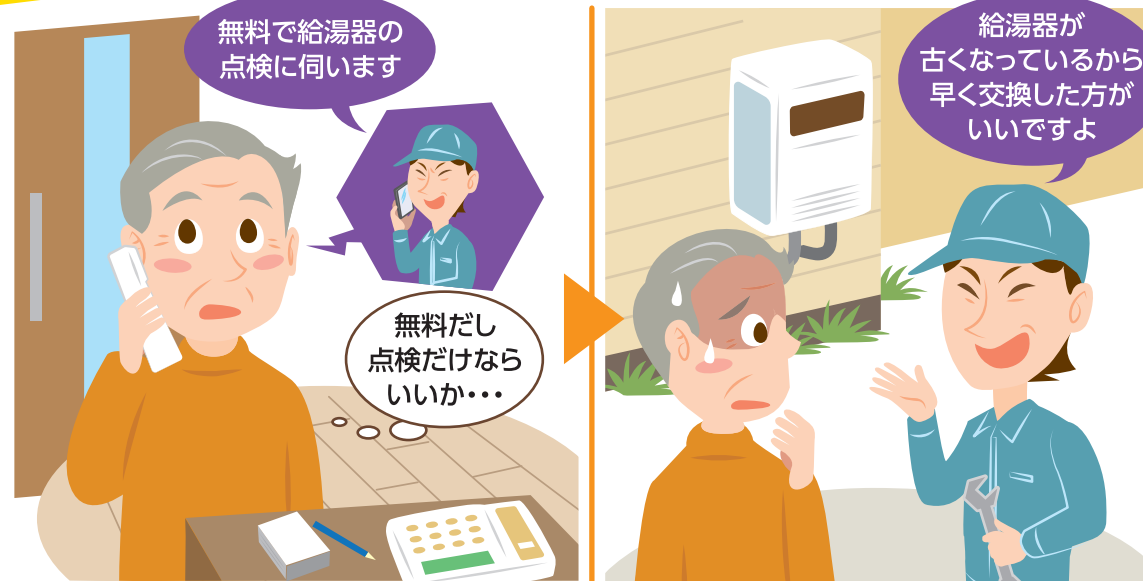
お金・キャッシュカードを要求する
電話・メールなどを受けたら**110番!**

茨城県警察本部

「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!!

点検商法

「早く交換した方がいい」など不安をあおられ契約を迫られた!



ここに注意

- その場で判断しない。
- 点検と言われても安易に信じない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

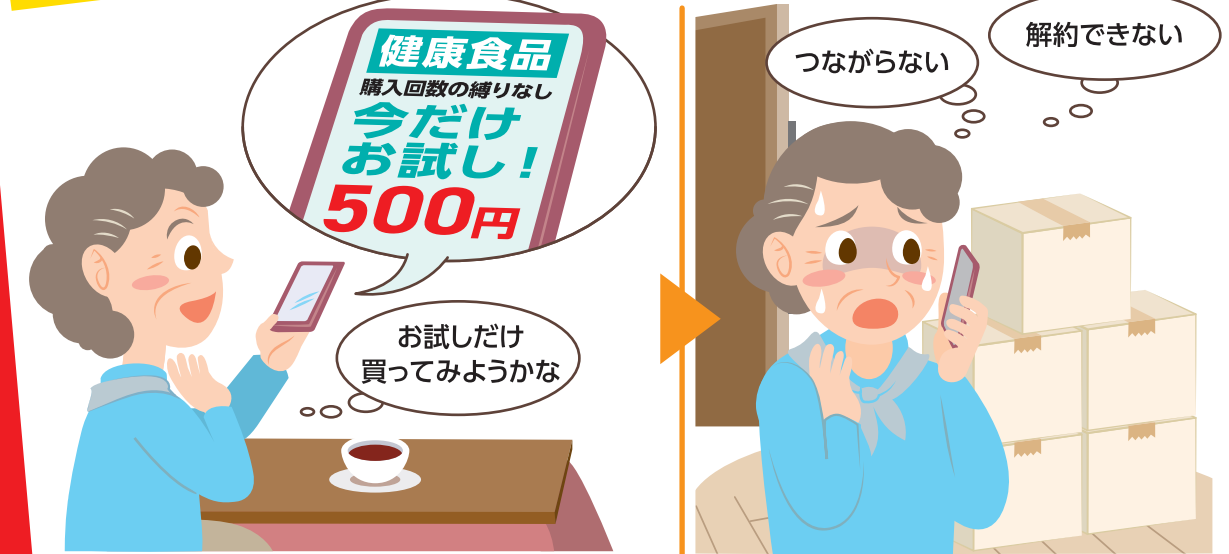
見逃さない

- 「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。
- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

分電盤・リフォーム(外壁・床下・屋根)などでも同様のトラブルがあります。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



ここに注意

- SNSやネット上の情報を安易に信用しない。
- 安さを強調した広告に注意する。
- 注文確認前に、購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット*で保存する。

*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

見逃さない

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



ここに注意

- 見覚えのない電話番号にはすぐに出ない。
- 安易に住所、氏名、生年月日など個人情報は教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

見逃さない

- 防犯機能付電話機の活用を促す。

架空・不当請求には、電話のほか、SMS(ショートメッセージサービス)、電子メールを送りつける手口もあります。

電話勧誘トラブル

海産物購入をしつこく勧められた!



ここに注意

- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否する。
- 代金は絶対に支払わない。

見逃さない

- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。